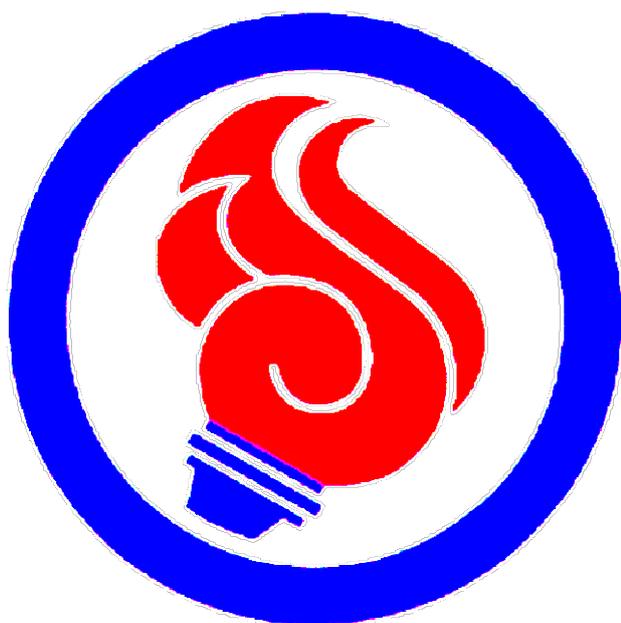


三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会

第1回常任委員会



日 時 平成31年1月31日(木) 16時10分～

場 所 青少年研修センター 1階 集会場

目 次

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会 第1回常任委員会

【報告第1号】

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会委員等の就任・・・1

【議案第1号】

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市開催推進総合計画（案）・・・5

【議案第2号】

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会専門委員会規定（案）
・・・8

【参考資料】

資料1

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会役員・委員等名簿・11

資料2

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会会則・・・14

資料3

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会事務局規定・・・19

資料4

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会組織図・・・25

資料5

第76回国民体育大会亀山市開催基本方針・・・26

資料6

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会常任委員会への委任事項
・・・27

三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会第1回常任委員会 次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

【報告第1号】

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会委員等の就任について

4 議事

【議案第1号】

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合計画（案）について

【議案第2号】

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会規定（案）について

5 閉会

報告事項

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会委員等の就任

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会の設立に伴い、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第4条に基づき、次のとおり新たに委員等の委嘱を行いましたので報告します。

【常任委員】

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
社会・市民団体	亀山市自治会連合会 会長	小河 明邦
健康・福祉関係	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会 会長	榎谷 英一
県競技団体	三重県軟式野球連盟 副理事長	横山 宗晴
県競技団体	三重県ウエイトリフティング協会 会長	柳瀬 仁
県競技団体	三重県カローリング協会 理事長	内田 政義
県競技団体	三重県スポーツ鬼ごっこ愛好会 会長	中畑 富行
県競技団体	三重県ビリヤード協会 会長	田中 智也
県競技団体	亀山市レクリエーション協会 会長	櫻井 光乗
スポーツ関係	亀山市スポーツ推進委員会 会長	宮坂 辰男
教育関係	亀山市中学校体育連盟 会長	西 秀人
教育関係	三重県高等学校体育連盟 会長	阿形 克己
教育関係	亀山市小中学校長会 会長	豊田 良康
産業・経済関係	一般社団法人 亀山青年会議所 副理事長	山田 拓朗
観光関係	一般社団法人 亀山市観光協会 会長	黒田 力男
医療関係	一般社団法人 亀山市医師会 会長	落合 仁
医療関係	一般社団法人 亀山歯科医師会 会長	生川 克弥
医療関係	一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会 会長	松浦 恵子
行政関係	亀山市総合政策部 部長	山本 伸治
行政関係	亀山市生活文化部 部長	佐久間 利夫
行政関係	亀山市健康福祉部 部長	井分 信次
行政関係	亀山市産業建設部 部長	大澤 哲也
行政関係	亀山市上下水道部 部長	宮崎 哲二
行政関係	亀山市防災安全課 危機管理監	久野 友彦
行政関係	亀山市消防本部 消防長	平松 敏幸
行政関係	亀山市立医療センター 地域医療部長	古田 秀樹
行政関係	亀山市教育委員会事務局 教育部長	草川 吉次
行政関係	亀山市議会事務局 事務局長	草川 博昭

【委員】

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会 事務局長	須原 久勝
スポーツ関係	ENJOYスポーツかめ亀クラブ 会長	箭吹 利博
スポーツ関係	特定非営利法人 Let'sスポーツわくわくらぶ 会長	上田 佳士
教育関係	三重県立亀山高等学校 校長	上野 修弘
教育関係	三重徳風学園徳風高等学校 校長	東 則尚
教育関係	学校法人 古市学園 みずきが丘道伯幼稚園 園長	井上 千春
教育関係	亀山市PTA連合会 会長	寺田 潔
産業・経済関係	亀山市商業団体連合会 会長	笠間 清
産業・経済関係	亀山飲食業組合 組合長	中川 榮美子
産業・経済関係	鈴鹿農業協同組合 代表理事専務理事	大塚 和馬
産業・経済関係	亀山市茶業組合 組合長	伊達 義則
産業・経済関係	鈴鹿森林組合 代表理事組合長	中川 賢一
健康・福祉関係	亀山市民生委員児童委員協議会連合会 会長	丸橋 勲
健康・福祉関係	亀山市障害者福祉協会 会長	三谷 芳春
衛生関係	鈴鹿食品衛生協会 会長	前田 稔
交通・インフラ関係	亀山地区交通安全協会 会長	西川 てる子
交通・インフラ関係	一般社団法人 三重県タクシー協会 北勢支部長	長野 成司
交通・インフラ関係	公益社団法人 三重県バス協会 専務理事	青木 周二
交通・インフラ関係	三重交通株式会社 中勢営業所 営業所長	内山 宜哉
交通・インフラ関係	日本郵便株式会社 亀山郵便局 局長	藤山 一英
交通・インフラ関係	西日本電信電話株式会社三重支店 支店長	大西 秀隆
交通・インフラ関係	株式会社NTTドコモCS東海支社三重支店 支店長	田口 浩司
交通・インフラ関係	KDDI株式会社 理事中部総支社 中部総支社長	渡辺 道治
交通・インフラ関係	ソフトバンク株式会社 人事総務本部参与	伊藤 尚文
交通・インフラ関係	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー鈴鹿営業所 所長	林 哲也
社会・市民団体	亀山市ボランティア連絡協議会 会長	明石 澄子
社会・市民団体	亀山市老人クラブ連合会 体育部長	池田 良次
社会・市民団体	亀山市婦人会連絡協議会 会長	中村 愛
社会・市民団体	亀山市青少年育成市民会議 会長	中坪 務
社会・市民団体	亀山市子ども会育成者連絡協議会 会長	伊藤 淳彦
社会・市民団体	亀山ロータリークラブ 会長	
社会・市民団体	亀山ライオンズクラブ 会長	豊田 和人

【委員】

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
国・県関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所鈴鹿川出張所 出張所長	濱田 耕一
国・県関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所四日市国道維持出張所 出張所長	森下 義
国・県関係	国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所上野維持出張所 出張所長	水野 裕彰
国・県関係	三重県鈴鹿建設事務所 所長	関 泰弘
国・県関係	三重県鈴鹿地域防災総合事務所 所長	浅井 雅之
国・県関係	三重県鈴鹿保健所 所長	林 宣男

【参与】

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
国・県関係	亀山警察署 署長	大野 敏幸
報道関係	株式会社中日新聞社三重総局 三重総局長	石川 保典
報道関係	株式会社毎日新聞社津支局 支局長	広瀬 隆史
報道関係	株式会社朝日新聞社鈴鹿支局 支局長	中根 勉
報道関係	株式会社読売新聞社鈴鹿通信部 主事	南条 哲治
報道関係	株式会社伊勢新聞社 記者	岩間 匠
報道関係	三重テレビ放送株式会社 報道制作局長	小川 秀幸
報道関係	株式会社ZTV 取締役社長	田村 憲司

議案

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合計画（案）

1 趣旨

三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「国体」という。）の成功に向けて、市民の英知と総力を結集し、第2次亀山市総合計画に掲げる「市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいる」姿を目指し、「第76回国民体育大会亀山市開催基本方針」に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

2 主要項目

(1) 総務企画

県・競技団体・関係機関および関係団体（以下「県等」という。）と連携し、円滑な大会運営を行うため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国体開催に対する市民の理解や参加意識を高めるため、報道機関等と連携し、積極的な広報活動を推進するとともに、豊かな自然、歴史、文化、産業など、本市の魅力を全国に発信する。

(4) 市民運動

市民総参加のもと、国体開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていくとともに、国体開催の経験をその後のまちづくりにつなげるよう努める。

(5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えすることで、「また訪れたい」と感じていただけるよう、心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

競技会開催については、県等と緊密な連携を図り、円滑で効率的な運営に努めるとともに、競技に必要な用具等の調達を遅滞なく行う。

(7) 施設

競技施設については、国民体育大会開催基準要項の施設基準を尊重しつつ、最大限、既存施設の有効活用に努めるとともに、国体開催後の利用も視野に入れた整備を行う。

(8) 式典

創意工夫をこらし、簡素で効率的な魅力ある式典とする。

(9) 宿泊

選手や監督、競技役員等の宿泊については、県等と緊密に連携を図り、安全で快適な宿舎が確保されるよう、配宿及び受け入れ体制を確立する。

(10) 医事・衛生

国体に関わる全ての方々の健康、安全を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関や関係機関等と連携を図るとともに、食品衛生及び環境衛生に配慮し、防疫対策及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者関係機関と連携を図り、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制を確立する。

(12) 警備・消防

競技会場等大会に関係する施設における災害の防止と治安の確保、並びに非常時における緊急対応に万全を期するため、警察や消防等関係機関と連携を図り、消防防災・警備体制を確立する。

3 年次計画

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

年	2018年(3年前)	2019年(2年前)	2020年(1年前)	2021年(開催年)		
開催地	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県		
開催までの流れ	総合視察 (日体協・文科省) 会期決定		リハーサル大会開催	本大会開催		
庁内組織	国体推進G設置	庁内推進本部設置	リハーサル大会実施本部設置	本大会実施本部設置	→	
準備組織	実行委員会設置	総会開催	総会開催	総会開催	最終総会・解散	
	常任委員会設置	常任委員会開催			→	
	総務企画専門委員会設置 競技式典専門委員会設置 宿泊衛生専門委員会設置 輸送交通専門委員会設置	総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催			→	
総務企画専門委員会	総務企画	開催方針策定				
		専門委員会規程作成				
		開催推進総合計画策定	運営ガイドライン作成	業務必携作成(リハ大会)	業務必携作成(本大会)	→
	財務		企業協賛取扱要項作成	企業協賛募集		→
			服飾整備要項作成	服飾作製		→
	広報		広報基本計画策定			
			広報啓発活動の推進 ホームページ等情報発信			→
	市民運動		市民運動基本計画策定			
			市民運動の実践 ボランティア募集要項作成	ボランティア募集 ボランティア業務計画作成 ボランティア養成	ボランティア編成・配置	→
	歓迎・接件		歓迎・接件基本計画策定			
		歓迎装飾実施要項作成	歓迎装飾実施(リハ大会)	歓迎装飾実施(本大会)	→	
		案内所設置要項作成	案内所設置(リハ大会)	案内所設置(本大会)	→	
		休憩所設置要項作成	休憩所設置(リハ大会)	休憩所設置(本大会)	→	
		売店設置要項作成	売店設置(リハ大会)	売店設置(本大会)	→	
		ガイドマップ検討		ガイドマップ作成・配布	→	
競技式典専門委員会	競技	競技運営基本計画策定	競技別実施要項作成	競技別プログラム作成	→	
			組合せ抽選会実施要項作成	参加受付・組合せ抽選会実施	→	
		競技用具整備計画作成	競技用具整備(リハ大会)	競技用具整備(本大会)	→	
		競技役員等編成案作成	競技役員等決定・名簿作成	競技役員等委嘱	→	
		競技会係員・補助員編成計画作成	競技会係員・補助員編成・養成	競技会係員・補助員委嘱	→	
		開催基本計画(リハ大会)作成 大会実施要項(リハ大会)作成	リハーサル大会プログラム作成		→	
		デモスポ実施要項作成	デモスポ開催	→		
	施設	施設整備基本計画策定				
	会場設営実施設計	会場設営(リハ大会)	会場設営(本大会)	→		
式典	式典基本計画策定					
	式典実施要項作成	競技別式典実施要領作成	競技別式典実施	→		
		炬火・採火式実施計画作成	炬火・採火式実施	→		
宿泊衛生専門委員会	宿泊	宿泊基本計画策定	宿泊実施要項作成(リハ大会)	宿泊実施要項作成(本大会)	→	
		弁当調達要項作成 弁当調製施設選考基準作成	弁当調達(リハ大会)	弁当調達(本大会)	→	
	医事・衛生	医事・衛生基本計画策定				
		医療救護対策要項・要領作成	救護所設置計画作成 救護所設置(リハ大会)	医事・衛生本部設置 救護所設置	→	
		防疫対策要項・要領作成 食品衛生対策要項・要領作成 環境衛生対策要項・要領作成				
輸送・交通	輸送・交通基本計画策定					
	輸送業務実施要項作成	輸送実施計画作成				
		輸送実施(リハ大会)	輸送・交通本部設置	→		
	駐車場調査・確保	駐車場管理運営要領作成				
警備・消防	消防防災・警備基本計画策定					
	消防防災・警備実施要項作成	消防防災・警備本部設置(リハ大会)	消防防災・警備本部設置(本大会)	→		

第7回三重とこわか国体・三重とこわか大会開催

→ 大会報告書

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会
専門委員会規定（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の名称等）

第2条 専門委員会のそれぞれの名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

（役員を選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議決は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、

専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは、「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規定に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年1月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。

資料

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会役員・委員等名簿

会長：1名、副会長：5名、常任委員：27名、委員：42名、監事：2名、顧問：1名、参与：8名【計86名】

【会長：1名】

敬称略、順不同

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	行政関係	亀山市	市長	櫻井 義之	

【副会長：5名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	議会関係	亀山市議会	議長	小坂 直親	
2	スポーツ関係	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	会長	豊田 利一	亀山市スポーツ審議会会長（常任委員）兼務
3	産業・経済関係	亀山商工会議所	会頭	岩佐 憲治	
4	行政関係	亀山市	副市長	西口 昌利	
5	行政関係	亀山市教育委員会	教育長	服部 裕	

【常任委員：27名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	社会・市民団体	亀山市自治会連合会	会長	小河 明邦	
2	健康・福祉関係	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	会長	榎谷 英一	
3	県競技団体	三重県軟式野球連盟	副理事長	横山 宗晴	
4	県競技団体	三重県ウエイトリフティング協会	会長	柳瀬 仁	
5	県競技団体	三重県カローリング協会	理事長	内田 政義	
6	県競技団体	三重スポーツ鬼ごっこ愛好会	代表	中畑 富行	
7	県競技団体	三重県ビリヤード協会	会長	田中 智也	
8	県競技団体	亀山市レクリエーション協会	会長	櫻井 光乗	
9	スポーツ関係	亀山市スポーツ推進委員会	会長	宮坂 辰男	
10	教育関係	亀山市中学校体育連盟	会長	西 秀人	
11	教育関係	三重県高等学校体育連盟	会長	阿形 克己	
12	教育関係	亀山市小中学校長会	会長	豊田 良康	
13	産業・経済関係	一般社団法人 亀山青年会議所	副理事長	山田 拓朗	
14	観光関係	一般社団法人 亀山市観光協会	会長	黒田 力男	
15	医療関係	一般社団法人 亀山市医師会	会長	落合 仁	
16	医療関係	一般社団法人 亀山歯科医師会	会長	生川 克弥	
17	医療関係	一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会	会長	松浦 恵子	
18	行政関係	亀山市総合政策部	部長	山本 伸治	
19	行政関係	亀山市生活文化部	部長	佐久間 利夫	
20	行政関係	亀山市健康福祉部	部長	井分 信次	
21	行政関係	亀山市産業建設部	部長	大澤 哲也	
22	行政関係	亀山市上下水道部	部長	宮崎 哲二	
23	行政関係	亀山市防災安全課	危機管理監	久野 友彦	
24	行政関係	亀山市消防本部	消防長	平松 敏幸	
25	行政関係	亀山市立医療センター	地域医療部長	古田 秀樹	

【常任委員：27名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
26	行政関係	亀山市教育委員会事務局	教育部長	草川 吉次	
27	行政関係	亀山市議会事務局	事務局長	草川 博昭	

【委員：42名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会	事務局長	須原 久勝	
2	スポーツ関係兼市競技団体	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	副会長	山谷 和久	三重県軟式野球連盟亀山支部副理事長兼務
3	スポーツ関係兼市競技団体	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	副会長	平井 一正	三重県ウエイトリフティング協会副会長兼務
4	スポーツ関係兼市競技団体	亀山市ウエイトリフティング協会	会長	平岡 一能	
5	スポーツ関係	ENJOYスポーツかめ亀クラブ	会長	箭吹 利博	
6	スポーツ関係	特定非営利活動法人 Let'sスポーツわくわくらぶ	会長	上田 佳士	
7	教育関係	三重県立亀山高等学校	校長	上野 修弘	
8	教育関係	学校法人三重徳風学園 徳風高等学校	校長	東 則尚	
9	教育関係	学校法人古市学園 みずきが丘道伯幼稚園	園長	井上 千春	
10	教育関係	亀山市PTA連合会	会長	寺田 潔	
11	産業・経済関係	亀山市商業団体連合会	会長	笠間 清	
12	産業・経済関係	亀山飲食業組合	組合長	中川 榮美子	
13	産業・経済関係	鈴鹿農業協同組合	代表理事専務理事	大塚 和馬	
14	産業・経済関係	亀山市茶業組合	組合長	伊達 義則	
15	産業・経済関係	鈴鹿森林組合	代表理事組合長	中川 賢一	
16	健康・福祉関係	亀山市民生委員児童委員協議会連合会	会長	丸橋 勲	
17	健康・福祉関係	亀山市障害者福祉協会	会長	三谷 芳春	
18	衛生関係	鈴鹿食品衛生協会	会長	前田 稔	
19	交通・インフラ関係	亀山地区交通安全協会	会長	西川 てる子	
20	交通・インフラ関係	一般社団法人 三重県タクシー協会	北勢支部長	長野 成司	
21	交通・インフラ関係	公益社団法人 三重県バス協会	専務理事	青木 周二	
22	交通・インフラ関係	三重交通株式会社中勢営業所	営業所長	内山 宜哉	
23	交通・インフラ関係	日本郵便株式会社亀山郵便局	局長	藤山 一英	
24	交通・インフラ関係	西日本電信電話株式会社三重支店	支店長	大西 秀隆	
25	交通・インフラ関係	株式会社NTTドコモCS東海三重支店	支店長	田口 浩司	
26	交通・インフラ関係	KDDI株式会社	理事中部総支社長	渡辺 道治	
27	交通・インフラ関係	ソフトバンク株式会社	人事総務本部参与	伊藤 尚文	
28	交通・インフラ関係	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー鈴鹿営業所	所長	林 哲也	
29	社会・市民団体	亀山市ボランティア連絡協議会	会長	明石 澄子	
30	社会・市民団体	亀山市老人クラブ連合会	体育部長	池田 良次	
31	社会・市民団体	亀山市婦人会連絡協議会	会長	中村 愛	
32	社会・市民団体	亀山市子ども会育成者連絡協議会	会長	伊藤 淳彦	亀山ロータリークラブ会長兼務
33	社会・市民団体	亀山市青少年育成市民会議	会長	中坪 務	
34	社会・市民団体	亀山ライオンズクラブ	会長	豊田 和人	

【委員：42名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
35	施設管理関係	三幸・スポーツマックス共同事業体 代表企業 三幸株式会社名古屋支店	常務執行役員支店長	土屋 幸成	
36	施設管理関係	公益財団法人 亀山市地域社会振興会	理事長	岸 英毅	
37	国・県関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所鈴鹿川出張所	出張所長	濱田 耕一	
38	国・県関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所四日市国道維持出張所	出張所長	森下 義	
39	国・県関係	国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所上野維持出張所	出張所長	水野 裕彰	
40	国・県関係	三重県鈴鹿建設事務所	所長	関 泰弘	
41	国・県関係	三重県鈴鹿地域防災総合事務所	所長	浅井 雅之	
42	国・県関係	三重県鈴鹿保健所	所長	林 宣男	

【監事：2名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	行政関係	亀山市代表監査委員		渡部 満	
2	行政関係	亀山市	会計管理者	渡邊 知子	

【顧問：1名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	議会関係	三重県議会	議員	長田 隆尚	

【参与：8名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	国・県関係	亀山警察署	署長	大野 敏幸	
2	報道関係	株式会社中日新聞社	三重総局長	石川 保典	
3	報道関係	株式会社毎日新聞社津支局	支局長	広瀬 隆史	
4	報道関係	株式会社朝日新聞社鈴鹿支局	支局長	中根 勉	
5	報道関係	株式会社読売新聞社鈴鹿通信部	主事	南条 哲治	
6	報道関係	株式会社伊勢新聞社	記者	岩間 匠	
7	報道関係	三重テレビ放送株式会社	報道制作局長	小川 秀幸	
8	報道関係	株式会社ZTV	取締役社長	田村 憲司	

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

(所掌事務等)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に関すること。
- (3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 亀山市を代表する者
- (2) 亀山市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、第4条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事。

3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、または書面により議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関する事。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

- 第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第20条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。
- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員等である者は、三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会の役員等に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則(以下「会則」という。)第15条第2項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 実行委員会事務局(以下「事務局」という。)は、亀山市生活文化部文化スポーツ課に置く。

(所掌事務等)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる職員をもって充てる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、担当の事務を掌理し、及び職員を指揮監督し、並びに事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、亀山市職員の例による。

第2章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要であると認められる事項については、上司の
決裁又は指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決することができる。

2 専決権者が不在のときは、別表第4に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲
げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「亀国実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければ
ならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

2 決裁文書には、次に掲げる決裁文書の種類に応じ、当該各号に定める決裁区分を
表示しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 会長の決裁を受けるもの | 会長 |
| (2) 事務局長の専決を受けるもの | 局長 |
| (3) 事務局次長の専決を受けるもの | 次長 |

(文書の保存)

第11条 処理済の文書は、事務局において編さんし、別に定める期間保存しなけれ
ばならない。

2 会則第20条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を亀山市へ引
き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、亀山市文書取扱規
程（平成17年訓令第3号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体及び用途は、別表第5のと
おりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、亀山市公印規則（平
成17年規則第7号）の例による。

第5章 財務

(旅費及び費用弁償)

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第45号）及び亀山市職員の旅費に関する条例施行規則（平成17年規則第29号）の例による。

2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第45号）及び亀山市職員の旅費に関する条例施行規則（平成17年規則第29号）の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めることができる。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員等)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、亀山市会計規則（平成17年規則第34号）及び亀山市契約規則（平成18年規則第5号）の例による。

第6章 補則

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て、事務局長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年8月24日から施行する。

附則（平成30年4月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成31年1月31日）

この規程は、平成31年1月31日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所 掌 事 務
(1) 実行委員会の組織、服務、人事に関すること。 (2) 総会、常任委員会及び専門委員会の開催運営に関すること。 (3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。 (4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。 (5) その他実行委員会の運営に関し、必要な事項に関すること。

別表第2（第4条関係）

事務局長	生活文化部 次長
事務局次長	生活文化部 文化スポーツ課 課長
事務局職員	生活文化部 文化スポーツ課 職員

別表第3（第8条関係）

事 項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、 回答及び報告に関すること	重要なもの	軽易なもの
(2) 事務の分担に関すること。		○
(3) 出張命令に関すること。	実行委員会の委員等及 び事務局次長	事務局職員
(4) 工事又は製造その他の請負 に関すること。	1件の予定価格が 500万円以下のもの	1件の予定価格が 100万円以下のもの
(5) 物品の購入、賃貸借、修理 等に関すること。	1件の予定価格が 500万円以下のもの	1件の予定価格が 100万円以下のもの
(6) 前2号以外の契約等に関す ること。	重要なもの	軽易なもの
(7) 予算の流用等に関するこ と。		○

別表第4（第9条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局職員のうち、あらかじめ事務局長が指定する者

別表第5（第13条関係）

名 称	書 体	寸 法 (ミリメー トル)	材 質	使 用 範 囲	個数
三重とこわか国体・三重とこわか大会 亀山市実行委員会会長之印	れい書	方 24	黄楊	会長名をもって する文書	1

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会

総 会

審議事項

- ・基本方針等に関すること
- ・事業計画、事業報告に関すること
- ・予算、決算に関すること
- ・会則の制定、改廃に関すること
- ・常任委員会への委任に関すること
- ・その他重要な事項に関すること

市長 市議会議長、市スポーツ協会の会長、市商工会議所の会頭、副市長、市教育委員会教育長
 副会長 社会・市民団体、健康・福祉関係、県競技団体、スポーツ関係、教育関係、産業・経済関係
 常任委員 観光関係、医療関係、行政関係
 委員 スポーツ関係、市競技団体、教育関係、産業・経済関係、健康・福祉関係、衛生関係
 交通・インフラ関係、社会・市民団体、施設管理関係、国・県関係
 市監査委員、市会計管理者
 市議会議員
 国・県関係、報道関係

委 任



常 任 委 員 会

審議事項

- ・総会から委任された事項に関すること
- ・専門委員会の設置及び委任に関すること
- ・緊急な事項に関すること
- ・その他委員長が必要と認める事項に関すること

市長 副会長のうちから会長が指名
 副委員長 社会・市民団体、健康・福祉関係、県競技団体、スポーツ関係、教育関係、産業・経済関係
 常任委員 係、観光関係、医療関係、行政関係

委 任



専 門 委 員 会

審議事項

- ・常任委員会から委任された事項について調査、審議し、常任委員会に報告

総務企画専門委員会

開催推進総合計画
 広報基本計画
 市民運動基本計画
 歓迎接伴基本計画
 など

競技式典専門委員会

競技運営基本計画
 施設整備基本計画
 式典基本計画
 など

宿泊衛生専門委員会

宿泊基本計画
 医事衛生基本計画
 など

輸送交通専門委員会

輸送交通基本計画
 消防防災警備基本計画
 など

実行委員会事務局（生活文化部文化スポーツ課国体推進グループ）

調整

調整

調整

報 告

報 告

第 7 6 回国民体育大会亀山市開催基本方針

1 基本方針

亀山市は、わが国の中央部、中部と近畿の結節点に位置する三重県の中北部の都市で、西方に鈴鹿山脈を擁し、そこを水源とする鈴鹿川などの河川が市域を西から東に流れる自然豊かな環境の中、江戸時代のまちなみを現代へと残す関宿や亀山城多門櫓など本市独自の景観や歴史・文化資源に恵まれています。また、わが国の東西を結ぶ地域でもあることから、時代の発展とともに様々な変化を遂げながらも、常に交通の要衝であり続け、時代に応じた産業の集積による内陸型工業都市として発展してきました。

この第 7 6 回国民体育大会の開催を契機に、市民の総力を結集し、国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会の成功を目指し、競技スポーツの競技力の向上はもとより、生涯スポーツの普及・振興を図るとともに、人々が健康と生きがいを感じ、人と人、地域と地域の絆づくりが進み、「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都かめやま」の更なる推進を図ります。

2 実施目標

(1) 市民総参加

市民の参加意識の高揚を図り、市民の皆さんが、「する」「見る」「支える（育てる）」といったさまざまな関わりをもつ市民総参加のもと、関係団体・行政が一体となり、大会成功に向けて万全を期するとともに、市民が喜びと感動を分かち合い、まちの活力を創出する大会を目指します。

(2) 簡素・効率化

国民体育大会運営の簡素・効率化の趣旨に沿い、既存施設の有効活用等、開催経費の削減に努め、知恵と工夫により亀山市らしい効率性の高い魅力あふれる大会を目指します。

(3) 情報発信と交流の輪づくり

亀山市の魅力である、地域に根ざした自然・歴史・文化・産業等を余すところなく全国に発信する大会とするとともに、全国から訪れる方々を、笑顔とおもてなしの心を持って温かくお迎えし、交流の輪が広がる大会を目指します。

(4) 生涯スポーツ社会の実現を目指す大会

国体の開催を契機に、市民の皆さんが健康で生きがいのある生活を送れるように、市民のスポーツへの関心を高め、地域スポーツへの関わりを促進し、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会
常任委員会への委任事項

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第11条第2項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場、競技運営及び式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。